

令和7年8月29日

令和8年度の財政投融资計画要求書

(機関名：株式会社国際協力銀行（総括）)

1. 令和8年度の財政投融资計画要求額

(単位：億円、%)

区 分	令和8年度 要 求 額	令和7年度 計 画 額	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	6,450	7,200	△750	△ 10.4
(2)産業投資	1,250	1,000	250	25.0
うち 出 資	1,250	1,000	250	25.0
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	6,400	6,480	△80	△ 1.2
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	6,000	6,080	△80	△ 1.3
うち 外貨借入金	400	400	—	0.0
合 計	14,100	14,680	△580	△ 4.0

(注) 米国関税措置に関する日米交渉に関連して要する財投計画については、予算編成過程において検討する。(事項要求)

2. 財政投融资計画残高

(単位：億円、%)

区 分	令和8年度末 残高(見込)	令和7年度末 残高(見込)	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	38,464	35,885	2,579	7.2
(2)産業投資	23,878	22,628	1,250	5.5
うち 出 資	23,878	22,628	1,250	5.5
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	43,877	45,907	△2,030	△ 4.4
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	43,077	45,507	△2,430	△ 5.3
うち 外貨借入金	800	400	400	100.0
合 計	106,219	104,420	1,799	1.7

3. 事業計画及び資金計画

事業計画

(単位：億円)

区 分		令和8年度 要 求 額	令和7年度 計 画 額	増 減
事業計画の合計額		24,100	24,100	—
(内訳)	輸出	2,200	2,570	△370
	プラント	1,700	2,070	△370
	船舶	500	500	—
	輸入・投資	18,500	17,250	1,250
	資源開発	7,200	7,200	—
	一般投資	11,300	10,050	1,250
	事業開発等	2,300	3,080	△780
	出資	1,100	1,200	△100

資金計画

(単位：億円)

区 分		令和8年度 要 求 額	令和7年度 計 画 額	増 減
事業計画実施に必要な資金の合計額		24,100	24,100	—
(財源)	財政投融资	14,100	14,680	△580
	財政融資	6,450	7,200	△750
	産業投資	1,250	1,000	250
	政府保証	6,400	6,480	△80
	自己資金等	10,000	9,420	580
	政府保証（5年未満）	5,250	10,640	△5,390
	財投機関債	200	200	—
	貸付回収金	21,787	20,474	1,313
	（うち繰上償還）	1,500	1,500	—
	財政融資資金借入金償還	△3,871	△1,272	△2,599
	社債償還金	△12,180	△15,950	3,770
	外国為替資金借入金償還	△8,916	△12,386	3,470
	その他	7,730	7,714	16

令和7年8月29日

令和8年度の財政投融资計画要求書

(機関名：株式会社国際協力銀行（一般業務勘定）)

1. 令和8年度の財政投融资計画要求額

(単位：億円、%)

区 分	令和8年度 要 求 額	令和7年度 計 画 額	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	6,450	7,200	△750	△ 10.4
(2)産業投資	1,150	1,000	150	15.0
うち 出 資	1,150	1,000	150	15.0
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	6,200	6,280	△80	△ 1.3
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	6,000	6,080	△80	△ 1.3
うち 外貨借入金	200	200	—	0.0
合 計	13,800	14,480	△680	△ 4.7

(注) 米国関税措置に関する日米交渉に関連して要する財投計画については、予算編成過程において検討する。(事項要求)

2. 財政投融资計画残高

(単位：億円、%)

区 分	令和8年度末 残高(見込)	令和7年度末 残高(見込)	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	38,464	35,885	2,579	7.2
(2)産業投資	21,995	20,845	1,150	5.5
うち 出 資	21,995	20,845	1,150	5.5
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	43,477	45,707	△2,230	△ 4.9
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	43,077	45,507	△2,430	△ 5.3
うち 外貨借入金	400	200	200	100.0
合 計	103,936	102,437	1,499	1.5

3. 事業計画及び資金計画

事業計画

(単位：億円)

区 分		令和8年度 要 求 額	令和7年度 計 画 額	増 減
事業計画の合計額		23,000	23,000	—
(内訳)	輸出	1,700	2,000	△300
	プラント	1,200	1,500	△300
	船舶	500	500	—
	輸入・投資	18,000	17,000	1,000
	資源開発	7,000	7,000	—
	一般投資	11,000	10,000	1,000
	事業開発等	2,300	3,000	△700
	出資	1,000	1,000	—

資金計画

(単位：億円)

区 分		令和8年度 要 求 額	令和7年度 計 画 額	増 減
事業計画実施に必要な資金の合計額		23,000	23,000	—
(財源)	財政投融资	13,800	14,480	△680
	財政融資	6,450	7,200	△750
	産業投資	1,150	1,000	150
	政府保証	6,200	6,280	△80
	自己資金等	9,200	8,520	680
	政府保証（5年未満）	5,250	10,640	△5,390
	財投機関債	200	200	—
	貸付回収金	21,747	20,380	1,368
	（うち繰上償還）	1,500	1,500	—
	財政融資資金借入金償還	△3,871	△1,230	△2,641
	社債償還金	△12,180	△15,950	3,770
	外国為替資金借入金償還	△8,916	△12,386	3,470
	その他	6,970	6,866	104

財政投融资を要求するに当たっての基本的考え方

（機関名：株式会社国際協力銀行（一般業務勘定））

<政策的必要性>

1. 政策目的の実現に必要な範囲内で、金融・資本市場に関与するに際し、官民の適切な役割分担がなされているか。

イ 株式会社国際協力銀行法（以下「JBIC法」という。）において、当行は、我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得の促進、我が国の産業の国際競争力の維持及び向上、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業の促進、並びに国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処に係るものといった、我が国の対外政策上重要な業務を行うことが明定されており、我が国の経済安全保障の観点から政策的必要性が高い。

ロ 具体的には、安定的かつ安価な資源・エネルギー確保、インフラ分野における我が国企業の海外展開及び海外の成長の取り込みに向けた我が国企業の海外進出などの支援に際し、長期資金、外貨資金、リスクマネーといった民間金融機関では量的・質的に十分に賄えない資金の供給が求められている。特に政治的・経済的リスクのある出融資等を行うに際しては、公的機関としてのステイタスを活用し、一般に民間金融機関のみでは収集困難な情報を収集・分析することによって適切なリスクコントロールを実施し、民間では担えないリスクを負担するとともに、受入国政府や国際機関等との協議を通じた関係強化によって、当該国における法制度の変更リスク、プロジェクトの接收リスク等のリスクを緩和するといった民間金融機関では果たしえない役割も担うことが求められている。

ハ 米国の関税措置に関する日米間の合意に基づき、日米は、日本企業による米国への投資を通じて、経済安全保障上重要な分野等について、日米がともに利益を得られる強靱なサプライチェーンを構築していくため、緊密に連携していくことを掲げている。日本政府は、その実現に向け、政府系金融機関が最大5,500億ドル規模の出資・融資・融資保証を提供することを示しているところ、当行がこれをファイナンス面から支援することは、日米の経済安全保障に寄与するものである。

<民業補完性>

2. 「民間にできることは民間に委ねる」という民業補完性を確保する観点から、対象事業の重点化や効率化をどのように図っているか。

イ 対象事業を重要な資源の海外における開発及び取得の促進、我が国の産業の国際競争力の維持及び向上、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業の促進、並びに国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処に係るものに限定している。

ロ 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）」・「経済財政運営と改革の基本方針 2025（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）」・「GX2040 ビジョン～脱炭素成長型経済構造移行推進戦略 改訂～

（令和7年2月18日閣議決定）」・「グローバルサウス諸国との新たな連携強化に向けた方針（令和6年6月11日グローバルサウス諸国との連携強化推進会議決定）」・「インフラシステム海外展開戦略2030（令和6年12月24日経協インフラ戦略会議決定）」等を踏まえ、国内外の経済状況及び我が国企業の事業環境に応じた果敢な対応を適時適切に実施。また「インフラシステム海外展開戦略2030」で掲げられているとおり、当行の機能強化の一環として、令和5年4月にJBIC法が一部改正され、①日本の産業の国際競争力の維持・向上に資するサプライチェーンの強靱化をより一層支援するため、日本企業のサプライチェーン等を支える外国企業への融資（事業開発金融）や、我が国にとって重要な物資を日本企業が海外で引き取る場合の融資（輸入金融）、海外でのサプライチェーン強靱化のための事業資金の国内大企業経由での融資（投資金融）、②スタートアップ企業を含む日本企業の更なるリスクテイクの後押し、③国際協調によるウクライナ復興支援への参画といった業務が拡充された。当該法改正により可能となる融資を含め、民間金融機関との協調融資を原則としており、民業補完の徹底に努めている。

<有効性>

3. 財政投融资を活用して当該事業を行うことにより、自助努力の促進による事業の効率的な実施や受益者負担の実現を通じて租税負担の抑制が図られているか。

JBIC法第1条において、当行の業務の目的は、「一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、（中略）もって我が国及び国際経済社会の健全な発展に寄与すること」とされていることを踏まえ、当行業務は、政策意義が高く、民間金融機関のみでは量的・質的制約から十分な対応が困難な場合に限定されている。また、当行業務は、民間資金動員・活用を積極的に図るべく、民間金融機関と共に融資することを原則としており、要望に応じ、民間金融機関に対する融資・保証供与や民間金融機関による優先的な資金回収等を行うほか、同法に明定された保証機能等を活用しつつ、民間資金の動員・活用を積極的に図っている。さらに、対象プロジェクトの完工後等にリスクテイクのニーズがある地銀等の民間金融機関に当行保有債権等の流動化を行うことを通じて、当該民間金融機関の融資機会の創出に取り組んでいる。

<償還確実性又は収益性の確保>

4. 財政融資や政府保証による資金調達を予定している場合の償還確実性や、産業投資による資金調達を予定している場合の収益性は確保されているか。

JBIC法第13条第1項第1号及び同第2号で規定する償還確実性の原則及び収支相償の原則に基づき、一般業務勘定においては償還確実性及び収支相償の確保を出融資保証供与の要件としており、営業部門と審査・リスク管理部門によるチェック・アンド・バランス体制をとっている他、収支相償を満たす条件を付している。出融資保証の実施後も、不断のモニタリングに基づき所要の対応を講じており、相応の収益可能性が確保される。

<財投計画の運用状況等の反映>

5. 財投編成におけるPDCAサイクルを強化する観点から、財投計画の運用状況を財政投融资の要求内容にどのように反映しているか。

令和6年度における一般業務勘定の財政投融资は11,790億円（うち財政融資4,900億円、産業投資1,210億円、政府保証5,680億円）を予定していたが、例年と比べ、新規の

案件組成が進まなかったこと等により出融資実績が減少したこと、及び円安等に伴う貸付回収金の増加等により自己資金が増加したことなどから、財政投融资6,052億円（うち財政融資3,360億円、政府保証2,692億円）の運用残が生じた。

令和8年度の事業規模については、①我が国企業による資源・エネルギー確保及び供給源の分散化等の事業活動、我が国企業の国際競争力維持及び向上に向けた国際的事業展開、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外事業並びに国際金融秩序安定化に係る当行への資金需要に加え、かかる資金需要にも貢献するべく当行の「グローバル投資強化ファシリティ」のもとで実施してきた、M&A、資源金融、サプライチェーン強靱化、市場創出及び地球環境保全に係る事業への継続的な支援、②「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」・「経済財政運営と改革の基本方針2025」・「インフラシステム海外展開戦略2030」・「グローバルサウス諸国との新たな連携強化に向けた方針」・「GX2040ビジョン～脱炭素成長型経済構造移行推進戦略 改訂～」等の政府方針を踏まえた対応、③「株式会社国際協力銀行法施行令の一部を改正する政令（令和4年6月28日閣議決定政令第241号）」に基づく先進国向け業務の拡充、「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（令和5年4月14日公布）」による業務の拡充（特定外国法人向け事業開発等金融、海外への資源引き取りを対象とする輸入金融、国内企業向け融資を通じたサプライチェーン強靱化等）など、より幅広くリスクマネーを供給するための当行機能強化の実施等を勘案しつつ、JBIC法を踏まえた民業補完に徹した上で、真に政策的に必要と考えられる資金需要について実需を厳しく精査した結果、必要最小限の23,000億円（そのほか保証3,143億円を計画）としている。

令和8年度の財政投融资の規模については、かかる事業規模を前提とし、約定されている元利受払いに加え、不確定要素の大きい繰上償還についても可能な範囲において織り込む等、自己資金の精査に努めている。具体的には、令和8年度は、事業規模が令和7年度当初計画と同額となる見込みである中、自己資金等は、政府保証外債（5年未満）が同5,390億円減、繰上償還額を含む貸付回収金が同1,368億円増、前年度繰越金が同777億円減となる見込みである一方、社債償還金等の既往債務の償還の合計が同4,599億円減、翌年度繰越金が同2,284億円減の見込みであること等から、自己資金等は同680億円増の9,200億円を見込んでいる。かかる状況を踏まえ、財政投融资による調達で手当てが必要となる計13,800億円（同680億円減）を要求する。うち、産業投資は、事業環境の不透明性の高まりと「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（令和5年4月14日公布）」による業務拡充に伴い必要となる、与信集中への対応を含めたリスクバッファの確保及びリスクマネー供給の強化を目的として、計1,150億円（同150億円増）を要求する。なお、自己資金の一部として、200億円の財投機関債発行を予定している。

米国関税措置に関する日米交渉に関連した事業規模及び財政投融资の規模については、予算編成過程において検討する。（事項要求）

（参考：過去3カ年の財政投融资の運用残額）

	4年度	5年度	6年度
運用残額	4,822 億円	7,050 億円	6,052 億円
運用残率	26.6 %	32.3 %	51.3 %

（注）「運用残率」は、改定後現額（改定後計画＋前年度繰越）に対する運用残額の割合。

<その他>

6. 上記以外の特記事項

米国関税措置に関する日米交渉に関連して要する財投計画については、予算編成過程において検討する。（事項要求）

産 業 投 資 に つ い て

(機関名：株式会社国際協力銀行（一般業務勘定）)

(事業名：一般業務勘定)

1. 産投事業の内容

(1) 具体的な事業内容

①我が国企業による資源・エネルギー確保及び供給源の分散化等の事業活動、我が国企業の国際競争力維持及び向上に向けた国際的事業展開、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外事業並びに国際金融秩序安定化に係る当行への資金需要に加え、かかる資金需要にも貢献するべく当行の「グローバル投資強化ファシリティ」のもとで実施してきた、M&A、資源金融、サプライチェーン強靱化、市場創出及び地球環境保全に係る事業への継続的な支援、②「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」・「経済財政運営と改革の基本方針 2025」・「インフラシステム海外展開戦略 2030」・「グローバルサウス諸国との新たな連携強化に向けた方針」・「GX2040 ビジョン～脱炭素成長型経済構造移行推進戦略 改訂～」等の政府方針を踏まえた対応、③「株式会社国際協力銀行法施行令の一部を改正する政令」に基づく先進国向け業務の拡充、「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（令和 5 年 4 月 14 日公布）」による業務の拡充（特定外国法人向け事業開発等金融、海外への資源引き取りを対象とする輸入金融、国内企業向け融資を通じたサプライチェーン強靱化等）等を踏まえた取組に加え、米国の関税措置に関する日米合意を踏まえた取組を実施する。

(2) 必要とする金額の考え方

当行が日本政府の方針の下、出融資保証機能を活用して支援を行う場合、エクスポージャーの増大等に対応するためのリスクバッファや出資の原資としての自己資本が必要となるが、利益剰余金の積み上げによる自己資本増強には限界がある。事業環境の不透明性の高まりと「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（令和 5 年 4 月 14 日公布）」による業務拡充も踏まえた金融支援等を行っていく上で必要となる、与信集中への対応を含めたリスクバッファの確保及びリスクマネー供給の強化を目的として、計 1,150 億円の産投出資を要求する。米国関税措置に関する日米交渉に関連して要する産投出資については、予算編成過程において検討する（事項要求）。

(3) 見込まれる収益

JBIC 法第 13 条第 1 項第 1 号及び同第 2 号で規定する償還確実性の原則及び収支相償の原則に基づき、一般業務勘定においては償還確実性及び収支相償の確保を出融資保証供与の要件としており、営業部門と審査・リスク管理部門によるチェック・アンド・バランス体制をとっている他、収支相償を満たす条件を付している。出

融資保証の実施後も、不断のモニタリングに基づき所要の対応を講じており、相応の収益可能性が確保される。

（４）民間資金の動員の蓋然性

JBIC 法第 1 条の「民業補完の原則」を前提とし、想定される案件は、いずれも当行の出融資保証機能を活用し、民間資金の動員や他国公的機関との連携等により、エネルギー安全保障やサプライチェーン再構築等による経済安全保障の確保、スタートアップを含む革新的技術・新技術の展開、中堅・中小企業の海外展開等を積極的に支援するもの。

2. リスク管理体制

個別与信決定においては、営業部門及び審査・リスク管理部門により、与信先の信用力、与信対象取引の確実性、与信対象プロジェクトの実行可能性等に関する情報の収集・分析が行われる。両部門が相互に牽制関係を維持しながら与信の適否に関する検討を行い、最終的にはマネジメントによる与信決定の判断がなされる体制をとっている。

残高管理においては、金融機関として適切なリスク管理を行うことの重要性を認識し、リスクの種類に応じたリスク管理及び統合的なリスク管理を行うための組織体制を構築している。信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク等の各種リスクの管理に関する責任者及びリスク管理を統括する部署を置くと共に、リスク管理を有効に機能させるための審議・検討等を行うため、統合リスク管理委員会及びALM委員会を設置している。

モニタリング体制については、前述の個別与信管理の一環として、個別案件に対し、半期ごとの資産自己査定や行内信用格付の随時見直しを実施している。また、前述の残高管理の分析を踏まえ、発現した場合に当行にとって影響の大きいリスク事象の特定を行い、それらの状況について、統合リスク管理委員会を通じて経営全体に対して定期的に報告・共有している。

政 府 保 証 に つ い て

(機関名：株式会社国際協力銀行（一般業務勘定）)

1. 政府保証の考え方

(1) 政府保証外債

「財政投融资を巡る課題と今後の在り方について」（平成 26 年 6 月）における「政府保証債に係る 4 類型の見直し」及び平成 29 年 12 月 20 日の財政投融资分科会補足説明資料 1 の「今後の運用」を踏まえると、当行は類型 iii に該当し、政府保証外債の発行は、①外貨調達必要性が認められること、②償還が十分に確実であると見込まれること、③起債する市場において、同等な信用力を有する他の債券の発行条件等を比較して、遜色のない条件で起債できること、という 3 つの審査基準に合致する場合に限って認められる。

①について、当行は、我が国企業等が実施する国際的事業展開、海外投資事業等における為替変動リスク回避、我が国企業等の国際プラント商談等における国際競争力確保への支援の観点から、外貨貸付を実施しており、政府保証外債の発行により調達した外貨資金を一切円転せず、すべて当該外貨貸付の原資として活用する。また、JBIC 法に定める当行業務を効率的に実施していくためには、長期・安定的な外貨資金の貸付は効果的かつ不可欠な手段であり、そのための原資として外貨の調達が不可欠である。②について、当行は JBIC 法第 13 条第 1 項第 1 号で規定する償還確実性の原則に基づき、一般業務勘定においては償還確実性の確保を出融資保証供与の要件としており、営業部門と審査・リスク管理部門によるチェック・アンド・バランス体制等によりこれを確保している。出融資保証の実施後も、不断のモニタリングに基づき所要の債権保全措置を講じており、こうした出融資保証の償還確実性の確保を通じて財務の健全性が確保される。③については、各市場の個別事情を勘案し、当行債券発行に先立ち同等な信用力を有する他の債券の発行条件等の存在を確認・比較して、遜色のない条件で起債できる環境にあることを確認する。

(2) 政府保証外貨借入金

米ドル以外の現地通貨建て資金の供給が期待されているインフラ事業等に対する現地通貨建て融資を行うに当たっては、社債発行等との比較において金額・期間の観点から柔軟な資金調達がしやすく、かつ機動的な対応が可能な外国通貨長期借入が補完的な外貨調達手段となり得る。「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（平成 28 年 5 月 18 日公布）」により、かかる外国通貨長期借入が可能となったところ、当該借入を円滑かつ低コストで行うためには、政府保証により日本政府の信用力に依拠した調達とする必要があるもの。

2. 必要とする金額の考え方

(1) 政府保証外債

近年の国際資本市場においては、一般的に多くの投資家は投資判断に際して、債券の利回りに加え、①明示的な政府保証の有無など「発行体／保証人の信用力の高さ」、②一般に発行規模が大きく、セカンダリー市場での売買も容易な「流動性の高さ」、及び③起債が継続的に行われる「継続性／発行頻度」を考慮していると考えられる。

かかる状況下、上記②の流動性の観点を踏まえるに、投資家が投資対象として前向きに検討可能な個別債券の発行額は一度の起債につき10～25億米ドル程度と考えられ、複数トランシェでの起債を同時に行い幅広い投資家に訴求したとしても、5年以上の年限において20～30億米ドル程度と見込まれること、時期的制約により発行可能なタイミングが年間最大でも数回程度と見込まれること、及び財政投融资を通じた13,000億円規模の外貨資金需要がある中、上記のとおり政府保証外債の特性にも鑑み、6,000億円について5年以上の政府保証外債を要求するもの。米国関税措置に関する日米交渉に関連して要する5年以上の政府保証外債については、予算編成過程において検討する（事項要求）。

（２）政府保証外貨借入金

外国通貨長期借入について、現地通貨建て融資の資金需要等に鑑み200億円の政府保証を要求するもの。なお、非居住者たる当行による現地通貨借入及び貸付については、現地法制上の制約等によっては認められない可能性がある他、期間や金額に上限が課される可能性がある点につき留意が必要。米国関税措置に関する日米交渉に関連して要する政府保証外貨借入金については、予算編成過程において検討する（事項要求）。

< 5年未満の政府保証について >

1. 政府保証の考え方

（１）政府保証外債

当行は、日本企業による、①脱炭素化をはじめとする地球環境保全への貢献、②サプライチェーン強靱化、質高インフラ展開や海外における新たな市場創出を支援する「グローバル投資強化ファシリティ」等のファシリティを活用した外貨貸付を実施しており、政府保証外債の発行により調達した外貨資金を一切円転せず、すべてファシリティに係る外貨貸付の原資として活用する。

2. 必要とする金額の考え方

（１）政府保証外債

「グローバル投資強化ファシリティ」等のファシリティを活用した資金需要等に鑑み、5,250億円について5年未満の政府保証外債を要求するもの。米国関税措置に関する日米交渉に関連して要する5年未満の政府保証外債については、予算編成過程において検討する（事項要求）。

財 投 機 関 債 に つ い て

(機関名：株式会社国際協力銀行（一般業務勘定）)

1. 令和8年度における財投機関債の発行内容

イ 令和8年度発行予定額は200億円。

ロ 発行形態は、原則として普通社債（SB）型。

ハ 発行の考え方としては、財投改革の趣旨を踏まえ、投資家、市場関係者との対話を通じた財投機関債の発行に努める一方で、様々な政策ニーズへの機動的かつ確実な対応及び安定的かつ円滑な業務運営を期すため、市場動向に左右される財投機関債と財政投融资とのバランスを考慮した上で、資金を調達する必要があると認識。米国関税措置に関する日米交渉に関連して要する財投機関債については、予算編成過程において検討する（事項要求）。

成長戦略等に盛り込まれた事項について

(機関名：株式会社国際協力銀行（一般業務勘定）)

「経済財政運営と改革の基本方針2025」、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」に盛り込まれた事項に関する要求内容

- ① 我が国企業による資源・エネルギー確保及び供給源の分散化等の事業活動、我が国企業の国際競争力維持及び向上に向けた国際的事業展開、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外事業並びに国際金融秩序安定化に係る当行への資金需要に加え、かかる資金需要にも貢献するべく当行の「グローバル投資強化ファシリティ」のもとで実施してきた、M&A、資源金融、サプライチェーン強靱化、市場創出及び地球環境保全に係る事業への継続的な支援、②「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」・「経済財政運営と改革の基本方針 2025」・「インフラシステム海外展開戦略 2030」・「グローバルサウス諸国との新たな連携強化に向けた方針」・「GX2040 ビジョン～脱炭素成長型経済構造移行推進戦略 改訂～」等の政府方針を踏まえた対応、③「株式会社国際協力銀行法施行令の一部を改正する政令」に基づく先進国向け業務の拡充、「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（令和 5 年 4 月 14 日公布）」による業務の拡充（特定外国法人向け事業開発等金融、海外への資源引き取りを対象とする輸入金融、国内企業向け融資を通じたサプライチェーン強靱化等）等を踏まえた取組を実施する方針。これらの支援に必要な原資及び財務基盤を確保する観点から、一般業務勘定として、財政融資資金借入金 6,450 億円、産投出資 1,150 億円、政府保証外債（5 年以上）6,000 億円を含む財政投融資を計 13,800 億円要求している。米国関税措置に関する日米交渉に関連して要する財投計画については、予算編成過程において検討する（事項要求）。

(参考)

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）」（抄）

- I. 賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現
 - 3. 労働供給制約社会の中での「稼ぐ力」の向上
- II. 中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画の推進
 - 2. サービス業を中心とした中小企業・小規模事業者の生産性向上
 - (4) 成長志向の中小企業・小規模事業者の挑戦支援
- III. 投資立国の実現
 - 1. 中堅企業の創出・成長加速
 - 2. 新たな勝ち筋となる分野での研究開発・輸出の後押し
 - (1) ヘルスケア
 - (2) 防災
 - (3) 農林水産業・食品産業
 - (6) 対外経済連携・海外ビジネス展開の推進
 - 3. GX・DXの着実な推進
 - (1) GX

(2)DX

- 4. 経済安全保障等の投資の強化
- 5. PEファンド等への成長投資の強化
- IV. 「スタートアップ育成5か年計画」の強化
 - 2. 資金供給の強化と出口戦略の多様化
 - 3. オープンイノベーション・調達推進
- V. 科学技術・イノベーション力の強化
 - 2. 基礎研究の成果を国内で産業化するエコシステムの確立
 - 3. 大学等の高度な研究・教育と戦略的投資の好循環の実現
 - 4. デジタル関連サービスの海外展開
 - 5. 先端科学技術分野の取組強化とフロンティアの開拓
 - (1)量子技術
 - (2)フュージョンエネルギー
 - (3)マテリアル分野
 - (4)宇宙
 - (5)海洋
 - (6)健康・医療
- VIII. 地方経済の高度化
 - 3. 地方経済を支える新時代のインフラ整備・安心の確保
 - (4)広域交通インフラの整備、国土強靱化、防災・減災投資の加速
- IX. 新しい資本主義実現に向けた取組の確実な推進
 - 2. フォローアップ等
 - (4)官と民の連携

「経済財政運営と改革の基本方針 2025（令和7年6月13日閣議決定）」（抄）

第1章 マクロ経済運営の基本的考え方

- 5. 不確実性が高まる国際情勢への備え

第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現

- 2. 地方創生2.0の推進及び地域における社会課題への対応
 - (2)地域における社会課題への対応
 - (3)農林水産業の構造転換による成長産業化及び食料安全保障の確保
- 3. 「投資立国」及び「資産運用立国」による将来の賃金・所得の増加
 - (1)GXの推進
 - (2)DXの推進
 - (3)フロンティアの開拓
 - (4)先端科学技術の推進
 - (5)スタートアップへの支援
 - (6)海外活力の取り込み
- 4. 国民の安心・安全の確保
 - (1)防災・減災・国土強靱化の推進
 - (3)外交・安全保障の強化
 - (4)経済安全保障の強化

「インフラシステム海外展開戦略 2030（令和6年12月24日経協インフラ戦略会議決定）」（抄）

第2章 具体的な施策

- 1. 相手国との共創を通じた我が国の「稼ぐ力」の向上と国際競争力強化（相手国のニーズを踏まえた「懐に入る」対応）

(PPPを含めた案件形成の上流への積極的参画支援と提案力の強化)
(スタートアップや中小企業、地方の企業等に対する支援)

2. 経済安全保障等の新たな社会的要請への迅速な対応と国益の確保
(経済安全保障上重要なインフラ等への積極的関与)
(同志国・グローバルサウスと迅速かつ緊密に連携した案件形成と事業化支援)
3. GX・DX等の社会変革をチャンスとして取り込む機動的対応
(GX、気候変動、環境関連の取組)
(その他気候変動対策、環境分野)
(防災分野)
(デジタル分野、DX関連の取組)
(健康医療等分野)

「グローバルサウス諸国との新たな連携強化に向けた方針（令和6年6月11日グローバルサウス諸国との連携強化推進会議決定）」（抄）

5. グローバルサウス諸国との連携にあたっての基本的な考え方
6. 具体的な方策

「GX2040 ビジョン～脱炭素成長型経済構造移行推進戦略 改訂～（令和7年2月18日閣議決定）」（抄）

2. GX産業構造
4. 現実的なトランジションの重要性と世界の脱炭素化への貢献
5. GXを加速させるためのエネルギーを始めとする個別分野の取組

財政投融資の要求に伴う政策評価（基本的事項）

（機関名：株式会社国際協力銀行（一般業務勘定））

1. 各府省庁の政策評価の結果

当行については、「グローバル投資強化ファシリティ」を活用するとともに、「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（令和5年4月14日公布）」の令和6年10月1日の全面施行を通じて、脱炭素社会をはじめとする地球環境保全への貢献と日本の産業の国際競争力の維持・向上に資するサプライチェーンの強靱化、質の高いインフラ投資や海外における新たな市場創出を支援し、スタートアップ企業を含む日本企業の更なるリスクテイクを後押しする機能が強化されたこと等が評価されている。

2. 政策評価結果の要求への反映状況

「株式会社国際協力銀行法施行令の一部を改正する政令」に基づく先進国向け業務の拡充、「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（令和5年4月14日公布）」による業務の拡充（特定外国法人向け事業開発等金融、海外への資源引き取りを対象とする輸入金融、国内企業向け融資を通じたサプライチェーン強靱化等）など、より幅広くリスクマネーを供給するための当行機能強化の実施等を勘案しつつも、株式会社国際協力銀行法を踏まえた民業補完に徹した上で、真に政策的に必要と考えられる資金需要について実需を厳しく精査した結果、必要最小限の事業規模である23,000億円を前提とし、財政投融資による調達で手当てが必要となる計13,800億円（令和7年度当初計画比680億円減）を要求する。米国関税措置に関する日米交渉に関連して要する財投計画については、予算編成過程において検討する（事項要求）。

6 年 度 決 算 に 対 す る 評 価

（機関名：株式会社国際協力銀行（一般業務勘定））

1. 決算についての総合的な評価

令和 6 年度の当期純利益は、841 億円となった。国庫納付については、JBIC 法第 31 条及び JBIC 法施行令第 6 条等に基づき、420 億円を納付済。

2. 決算の状況

（1）資産・負債・資本の状況

令和 6 年度末の資産の部残高は、貸出金の減少等により、前年度末比 12,081 億円減の 201,063 億円となった。また、負債の部残高は、借入金や社債の減少等により、前年度末比 14,545 億円減の 172,103 億円となった。純資産の部残高は、前年度末比 2,465 億円増の 28,960 億円となった。

（2）費用・収益の状況

令和 6 年度の損益状況については、10,195 億円の経常収益、9,354 億円の経常費用、0.2 億円の特別利益を計上した結果、当期純利益は 841 億円となった。

令和7年8月29日

令和8年度の財政投融资計画要求書

(機関名：株式会社国際協力銀行（特別業務勘定）)

1. 令和8年度の財政投融资計画要求額

(単位：億円、%)

区 分	令和8年度 要 求 額	令和7年度 計 画 額	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	—	—	—	—
(2)産業投資	100	—	100	皆増
うち 出 資	100	—	100	皆増
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	200	200	—	0.0
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	200	200	—	0.0
合 計	300	200	100	50.0

(注) 米国関税措置に関する日米交渉に関連して要する財投計画については、予算編成過程において検討する。(事項要求)

2. 財政投融资計画残高

(単位：億円、%)

区 分	令和8年度末 残高(見込)	令和7年度末 残高(見込)	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	—	—	—	—
(2)産業投資	1,883	1,783	100	5.6
うち 出 資	1,883	1,783	100	5.6
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	400	200	200	100.0
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	400	200	200	100.0
合 計	2,283	1,983	300	15.1

3. 事業計画及び資金計画

事業計画

(単位：億円)

区 分		令和8年度 要 求 額	令和7年度 計 画 額	増 減
事業計画の合計額		1,100	1,100	—
(内訳)	輸出	500	570	△70
	プラント	500	570	△70
	船舶	—	—	—
	輸入・投資	500	250	250
	資源開発	200	200	—
	一般投資	300	50	250
	事業開発等	—	80	△80
	出資	100	200	△100

資金計画

(単位：億円)

区 分		令和8年度 要 求 額	令和7年度 計 画 額	増 減
事業計画実施に必要な資金の合計額		1,100	1,100	—
(財源)	財政投融资	300	200	100
	財政融資	—	—	—
	産業投資	100	—	100
	政府保証	200	200	—
	自己資金等	800	900	△100
	貸付回収金	40	94	△54
	財政融資資金借入金償還	—	△42	42
	その他	760	848	△88

財政投融资を要求するに当たっての基本的考え方

（機関名：株式会社国際協力銀行（特別業務勘定））

＜政策的必要性＞

1. 政策目的の実現に必要な範囲内で、金融・資本市場に関与するに際し、官民の適切な役割分担がなされているか。

イ JBIC 法において、当行は、我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得の促進、我が国の産業の国際競争力の維持及び向上、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業の促進、並びに国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処に係るものといった、我が国の対外政策上重要な業務を行うことが明定されており、我が国の経済安全保障の観点から政策的必要性が高い。

ロ 特別業務は、「質の高いインフラパートナーシップ」（平成 27 年 5 月公表）等の政府の施策を踏まえ、我が国の民間企業等に蓄積された優れた技術、知識及び経験を活用しつつ、新興国をはじめとした世界全体の膨大な社会資本整備に係る投資需要に十分応えていくため、平成 28 年度に JBIC 法を改正し、海外における社会資本の整備に関する事業を対象として追加された。また、令和 5 年 4 月に JBIC 法を一部改正し、特別業務の対象分野に、資源開発に関する事業及び新技術・ビジネスモデルを活用した事業に対する支援並びにスタートアップ企業への出資等が追加された。

ハ 当行は、公的機関としてのステイタスを活用し、一般に民間金融機関のみでは収集困難な情報を収集・分析することによって適切なリスクコントロールを実施し、民間だけでは担えないリスクを負担するとともに、受入国政府や国際機関等との協議を通じた関係強化によって、当該国における法制度の変更リスク、プロジェクトの接收リスク等のリスクの緩和を求めるといった民間金融機関では果しえない役割も担うことが求められている上、上記分野における我が国企業の海外展開などの支援に際し、更なるリスクテイクを行いつつ、長期資金、外貨資金、リスクマネーといった民間金融機関では量的・質的に十分に賄えない資金の供給が求められている。

＜民業補完性＞

2. 「民間にできることは民間に委ねる」という民業補完性を確保する観点から、対象事業の重点化や効率化をどのように図っているか。

イ 特別業務の対象事業は、重要な資源の海外における開発及び取得の促進、我が国の産業の国際競争力の維持及び向上、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業の促進、並びに国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処に係るもののうち、現状は海外における社会資本の整備に関する事業、資源開発に関する事業及び新技術・ビジネスモデルを活用した事業への支援並びにスタ

ートアップ企業への出資・社債取得に限定している。

ロ 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」・「経済財政運営と改革の基本方針 2025」・「GX2040 ビジョン～脱炭素成長型経済構造移行推進戦略 改訂～」・「グローバルサウス諸国との新たな連携強化に向けた方針」・「インフラシステム海外展開戦略 2030」等を踏まえ、国内外の経済状況及び我が国企業の事業環境に応じた果敢な対応を適時適切に行い、また「インフラシステム海外展開戦略 2030」や「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（令和 5 年 4 月 14 日公布）」による対象分野拡充（資源開発、新技術・ビジネスモデルの事業化、スタートアップ企業への出資等）を踏まえ、より幅広いリスクマネーを供給するための事業規模を出融資計画に反映している。

ニ 米国の関税措置に関する日米間の合意に基づき、日米は、日本企業による米国への投資を通じて、経済安全保障上重要な分野等について、日米がともに利益を得られる強靱なサプライチェーンを構築していくため、緊密に連携していくことを掲げている。日本政府は、その実現に向け、政府系金融機関が最大 5,500 億ドル規模の出資・融資・融資保証を提供することを示しているところ、当行がこれをファイナンス面から支援することは、日米の経済安全保障上に寄与するものである。

<有効性>

3. 財政投融资を活用して当該事業を行うことにより、自助努力の促進による事業の効率的な実施や受益者負担の実現を通じて租税負担の抑制が図られているか。

JBIC 法第 1 条において、当行の業務の目的は、「一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、（中略）もって我が国及び国際経済社会の健全な発展に寄与すること」とされていることを踏まえ、当行業務は、政策意義が高く、民間金融機関のみでは量的・質的制約から十分な対応が困難な場合に限定されている。また、「特別業務指針（令和 5 年財務省告示第 239 号）」において、「一般の金融機関が行う金融の補完に徹するよう留意することとし、民間からの資金の動員を図ることとする」と規定されていることを踏まえ、信用補完その他の措置を通じ、民間資金の動員を図っていく。

<償還確実性又は収益性の確保>

4. 財政融資や政府保証による資金調達を予定している場合の償還確実性や、産業投資による資金調達を予定している場合の収益性は確保されているか。

「特別業務指針」の二（3）②及び同（5）に基づき、公的機関としてのステイタスの活用等を通じたリスクコントロールにより長期収益性の確保を目指すものであり、当該業務勘定全体での収益実現を見込む。

<財投計画の運用状況等の反映>

5. 財投編成におけるPDCAサイクルを強化する観点から、財投計画の運用状況を財政投融资の要求内容にどのように反映しているか。

令和 6 年度における特別業務勘定の財政投融资は 250 億円（うち政府保証借入 200 億円、産業投資 50 億円）を予定していたが、各案件のリスクの高さから、事業者及び当行が意思決定を行うに当たって相応の時間を要し、案件組成が進まず、政府保証借入に

よる外国通貨調達が必要がなかったこと等により、財政投融资全額の運用残が生じた。

海外インフラ事業等を対象に更なるリスクテイクを行う特別業務勘定の令和 8 年度事業規模については、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」・「経済財政運営と改革の基本方針 2025」・「インフラシステム海外展開戦略 2030」・「グローバルサウス諸国との新たな連携強化に向けた方針」・「GX2040 ビジョン～脱炭素成長型経済構造移行推進戦略 改訂～」等の政府方針を踏まえた対応や、「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（令和 5 年 4 月 14 日公布）」による対象分野拡充（資源開発、新技術・ビジネスモデルの事業化、スタートアップ企業への出資等）を踏まえ、民間資金を含む多様な資金を動員することも勘案し、1,100 億円（そのほか保証 167 億円を計画）としている。

令和 8 年度の財政投融资の規模については、かかる事業規模に対して、自助努力による資金調達として円貨余裕金の一部を活用することを想定し、300 億円（令和 7 年度当初計画比 100 億円増）を財政投融资として要求する。このうち、産業投資は、平成 28 年度における特別業務勘定の創設のための株式会社国際協力銀行法改正時、衆参両院の附帯決議において、政府に対して、特別業務勘定において十分な資本が機動的に確保されるよう、必要な財政上の措置を講ずるよう述べられていることに加え、「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（令和 5 年 4 月 14 日公布）」による対象分野拡充を踏まえ、特別業務勘定におけるリスクバッファとして十分な自己資本を中長期に亘り計画的に確保するため、100 億円（同 100 億円増）を要求する。

米国関税措置に関する日米交渉に関連して要する事業規模及び財政投融资の規模については、予算編成過程において検討する（事項要求）。

（参考：過去 3 か年の財政投融资の運用残額）

	4 年度	5 年度	6 年度
運用残額	810 億円	810 億円	250 億円
運用残率	89.0 %	94.2 %	100 %

（注）「運用残率」は、改定後現額（改定後計画＋前年度繰越）に対する運用残額の割合。

<その他>

6. 上記以外の特記事項

米国関税措置に関する日米交渉に関連して要する財投計画については、予算編成過程において検討する（事項要求）。

産 業 投 資 に つ い て

(機関名：株式会社国際協力銀行（特別業務勘定）)

(事業名：特別業務勘定)

1. 産投事業の内容

(1) 具体的な事業内容

海外インフラ事業等を対象に更なるリスクテイクを行う特別業務勘定においては、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」・「経済財政運営と改革の基本方針 2025」・「インフラシステム海外展開戦略 2030」・「グローバルサウス諸国との新たな連携強化に向けた方針」・「GX2040 ビジョン～脱炭素成長型経済構造移行推進戦略 改訂～」等の政府方針を踏まえた対応や、「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（令和 5 年 4 月 14 日公布）」による対象分野拡充（資源開発、新技術・ビジネスモデルの事業化、スタートアップ企業への出資等）を踏まえた取組を実施する。

(2) 必要とする金額の考え方

特別業務を通じたリスクマネー供給強化に対するニーズは高く、平成 28 年度における特別業務勘定の創設のための JBIC 法改正（「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（平成 28 年 5 月 18 日公布）」）時、衆参両院の附帯決議において、政府に対して、特別業務勘定において十分な資本が機動的に確保されるよう、必要な財政上の措置を講ずるよう述べられていることに加え、「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（令和 5 年 4 月 14 日公布）」による対象分野拡充を踏まえ、特別業務勘定におけるリスクバッファとして十分な自己資本を中長期に亘り計画的に確保するため、令和 8 年度においては 100 億円の産投出資を要求する。米国関税措置に関する日米交渉に関連して要する産投出資については、予算編成過程において検討する（事項要求）。

(3) 見込まれる収益

「特別業務指針」の二（3）②及び同（5）に基づき、公的機関としてのステイタスの活用等を通じたリスクコントロールにより長期収益性の確保を目指すものであり、当該業務勘定全体での収益実現を見込む。

(4) 民間資金の動員の蓋然性

特別業務については、特別業務指針において、「一般の金融機関が行う金融の補完に徹するよう留意することとし、民間からの資金の動員を図ることとする」と規定されていることを踏まえ、信用補完その他の措置を通じ、民間資金の動員を図っていく。

2. リスク管理体制

個別与信決定においては、営業部門及び審査・リスク管理部門により、与信先の信用力、与信対象取引の確実性、与信対象プロジェクトの実行可能性等に関する情報の収集・分析が行われる。両部門が相互に牽制関係を維持しながら与信の適否に関する検討を行い、最終的にはマネジメントによる与信決定の判断がなされる体制をとっている。

残高管理においては、金融機関として適切なリスク管理を行うことの重要性を認識し、リスクの種類に応じたリスク管理及び統合的なリスク管理を行うための組織体制を構築している。信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク等の各種リスクの管理に関する責任者及びリスク管理を統括する部署を置くと共に、リスク管理を有効に機能させるための審議・検討等を行うため、統合リスク管理委員会及びALM委員会を設置している。

特別業務においては、上記体制を基本としつつ、特別業務の対象事業の性質を踏まえ、社外の有識者及び社外取締役で構成されるリスク・アドバイザリー委員会において特別業務勘定に係るリスク管理態勢について助言を受けながら、適切にリスク管理を行っている。

政 府 保 証 に つ い て

(機関名：株式会社国際協力銀行（特別業務勘定）)

1. 政府保証の考え方

(1) 政府保証外貨借入金

特別業務では、米ドル以外の現地通貨建て資金の供給が期待されている海外インフラ事業等を対象としており、当行が現地通貨建て融資を行うに当たっては、社債発行等との比較において、金額・期間の観点から柔軟な資金調達ができ、かつ機動的な対応が可能な外国通貨長期借入が補完的な外貨調達手段となり得る。JBIC 法改正（「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（平成 28 年 5 月 18 日公布）」）により、かかる外国通貨長期借入が可能となったところ、当該借入を円滑かつ低コストで行うためには、政府保証により日本政府の信用力に依拠した調達とする必要があるもの。

2. 必要とする金額の考え方

(1) 政府保証外貨借入金

外国通貨長期借入について、現地通貨建て融資の資金需要等に鑑み 200 億円の政府保証を要求するもの。なお、非居住者たる当行による現地通貨借入及び貸付については、現地法制上の制約等によっては、認められない可能性がある他、期間や金額に上限が課される可能性がある点につき留意が必要。米国関税措置に関する日米交渉に関連して要する政府保証外貨借入金については、予算編成過程において検討する（事項要求）。

成長戦略等に盛り込まれた事項について

(機関名：株式会社国際協力銀行（特別業務勘定）)

「経済財政運営と改革の基本方針2025」、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」に盛り込まれた事項に関する要求内容

海外インフラ事業等を対象に更なるリスクテイクを行う特別業務勘定の事業規模については、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」・「経済財政運営と改革の基本方針 2025」・「インフラシステム海外展開戦略 2030」・「グローバルサウス諸国との新たな連携強化に向けた方針」・「GX2040 ビジョン～脱炭素成長型経済構造移行推進戦略 改訂～」等の政府方針を踏まえた対応や、「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（令和 5 年 4 月 14 日公布）」による対象分野拡充（資源開発、新技術・ビジネスモデルの事業化、スタートアップ企業への出資等）等を踏まえた取組を実施する方針。これらの支援に必要な原資の確保に加え、特別業務勘定におけるリスクバッファとして十分な自己資本を中長期に亘り計画的に確保するべく、特別業務勘定として産投出資 100 億円、政府保証外貨借入金 200 億円からなる財政投融资を計 300 億円を要求している。米国関税措置に関する日米交渉に関連して要する財投計画については、予算編成過程において検討する（事項要求）。

(参考)

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）」（抄）

- I. 賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現
 - 3. 労働供給制約社会の中での「稼ぐ力」の向上
- II. 中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画の推進
 - 2. サービス業を中心とした中小企業・小規模事業者の生産性向上
 - (4) 成長志向の中小企業・小規模事業者の挑戦支援
- III. 投資立国の実現
 - 1. 中堅企業の創出・成長加速
 - 2. 新たな勝ち筋となる分野での研究開発・輸出の後押し
 - (1) ヘルスケア
 - (2) 防災
 - (3) 農林水産業・食品産業
 - (6) 対外経済連携・海外ビジネス展開の推進
 - 3. GX・DXの着実な推進
 - (1) GX
 - (2) DX
 - 4. 経済安全保障等の投資の強化
 - 5. PEファンド等への成長投資の強化
- IV. 「スタートアップ育成5か年計画」の強化
 - 2. 資金供給の強化と出口戦略の多様化
 - 3. オープンイノベーション・調達推進
- V. 科学技術・イノベーション力の強化

2. 基礎研究の成果を国内で産業化するエコシステムの確立
3. 大学等の高度な研究・教育と戦略的投資の好循環の実現
4. デジタル関連サービスの海外展開
5. 先端科学技術分野の取組強化とフロンティアの開拓
 - (1) 量子技術
 - (2) フュージョンエネルギー
 - (3) マテリアル分野
 - (4) 宇宙
 - (5) 海洋
 - (6) 健康・医療

VIII. 地方経済の高度化

3. 地方経済を支える新時代のインフラ整備・安心の確保
 - (4) 広域交通インフラの整備、国土強靱化、防災・減災投資の加速

IX. 新しい資本主義実現に向けた取組の確実な推進

2. フォローアップ等
 - (4) 官と民の連携

「経済財政運営と改革の基本方針 2025（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）」（抄）

第1章 マクロ経済運営の基本的考え方

5. 不確実性が高まる国際情勢への備え

第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現

2. 地方創生2.0の推進及び地域における社会課題への対応
 - (2) 地域における社会課題への対応
 - (3) 農林水産業の構造転換による成長産業化及び食料安全保障の確保
3. 「投資立国」及び「資産運用立国」による将来の賃金・所得の増加
 - (1) GXの推進
 - (2) DXの推進
 - (3) フロンティアの開拓
 - (4) 先端科学技術の推進
 - (5) スタートアップへの支援
 - (6) 海外活力の取り込み
4. 国民の安心・安全の確保
 - (1) 防災・減災・国土強靱化の推進
 - (3) 外交・安全保障の強化
 - (4) 経済安全保障の強化

「インフラシステム海外展開戦略 2030（令和 6 年 12 月 24 日経協インフラ戦略会議決定）」（抄）

第2章 具体的な施策

1. 相手国との共創を通じた我が国の「稼ぐ力」の向上と国際競争力強化（相手国のニーズを踏まえた「懐に入る」対応）
（PPPを含めた案件形成の上流への積極的参画支援と提案力の強化）
（スタートアップや中小企業、地方の企業等に対する支援）
2. 経済安全保障等の新たな社会的要請への迅速な対応と国益の確保（経済安全保障上重要なインフラ等への積極的関与）
（同志国・グローバルサウスと迅速かつ緊密に連携した案件形成と事業化支援）
3. GX・DX等の社会変革をチャンスとして取り込む機動的対応

(GX、気候変動、環境関連の取組)
(その他気候変動対策、環境分野)
(防災分野)
(デジタル分野、DX関連の取組)
(健康医療等分野)

「グローバルサウス諸国との新たな連携強化に向けた方針（令和6年6月11日グローバルサウス諸国との連携強化推進会議決定）」（抄）

5. グローバルサウス諸国との連携にあたっての基本的な考え方
6. 具体的な方策

「GX2040 ビジョン～脱炭素成長型経済構造移行推進戦略 改訂～（令和7年2月18日閣議決定）」（抄）

2. GX産業構造
4. 現実的なトランジションの重要性と世界の脱炭素化への貢献
5. GXを加速させるためのエネルギーを始めとする個別分野の取組

財政投融资の要求に伴う政策評価（基本的事項）

（機関名：株式会社国際協力銀行（特別業務勘定））

1. 各府省庁の政策評価の結果

当行については、「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（令和5年4月14日公布）」の全面施行による対象分野の拡充（資源開発、新技術・ビジネスモデルの事業化、スタートアップ企業への出資等）を通じて、日本の産業の国際競争力の維持・向上に資する機能の強化が実現したほか、「スタートアップ投資戦略」が策定され、我が国及び海外のスタートアップ企業による、産業改革及びサステナビリティに関する投資を後押しする取組が評価されている。

2. 政策評価結果の要求への反映状況

「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（令和5年4月14日公布）」による対象分野の拡充（資源開発、新技術・ビジネスモデルの事業化、スタートアップ企業への出資等）を踏まえ、民間資金を含む多様な資金を動員することも勘案した事業規模である1,100億円を前提とし、財政投融资による調達で手当てが必要となる300億円（令和7年度当初計画比100億円増）を要求する。米国関税措置に関する日米交渉に関連して要する財投計画については、予算編成過程において検討する（事項要求）。

6 年 度 決 算 に 対 す る 評 価

(機関名：株式会社国際協力銀行（特別業務勘定）)

1. 決算についての総合的な評価

令和 6 年度は 4 億円の当期純損失となった。なお、同年度の剰余金の額が零を下回ったことから、JBIC 法第 31 条に基づき、国庫納付は実施していない。

2. 決算の状況

(1) 資産・負債・資本の状況

イ 令和 6 年度末の貸出金残高は、外貨貸付及び円貨貸付の減少により、前年度末比 96 億円減の 139 億円となった。

ロ 令和 6 年度は財政融資資金借入を行わなかったため、同年度末の財政融資資金借入残高は前年度と同様 42 億円となった。

ハ 令和 6 年度は社債の発行を行わなかったため、同年度末の社債残高はなし

(2) 費用・収益の状況

令和 6 年度の損益状況については、40 億円の経常収益、43 億円の経常費用を計上した結果、4 億円の当期純損失となった。